「被害者が創る条例研究会」　会則

第１条　（名称）  
本会の名称は、「被害者が創る条例研究会」とする。

第２条　（目的）  
本会は、日本のどこで事件や事故に遭っても等しく適切な支援を受けられる社会の実現のため、地方公共団体による犯罪被害者のための施策、支援の充実を目指す。

第３条　（活動）  
本会は、前条の目的を達成するために、犯罪被害者、研究者、地方公共団体職員の協働により、次の活動を行う。

１「市町村における犯罪被害者等基本条例案」の作成、改訂。

２「市町村における犯罪被害者等基本条例案」（冊子）の普及に関する活動。

３　その他、上記目的のために必要と思われる活動。

第４条　（会員）  
本会の目的および趣意に賛同し、活動を推進する犯罪被害者、その家族、研究者、地方公共団体職員等の個人とする。

第５条　（役員）

本会は、以下の役員を置く。

１　世話人２名　監事１名

２　役員は、会員の中から総会の議決により選任する。

３　監事は、世話人を兼ねることはできない。

第６条　（役員の職務）

１　世話人は、本会を代表し、会務を統括する。

２　監事は、世話人及び事務局長の事業執行の状況及び財産の状況を監査する。

第７条　（役員の任期及び解任）

１　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。

３　役員が次のいずれかに該当するときには、総会の議決を経て当該役員を解任することができる。

　　（１）職務の執行に堪えないと認められるとき

　　（２）職務上の義務違反，その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第８条　（会議）  
本会の運営をするための会議は、総会とする。

１　総会は、会員をもって構成する。

２　総会は、通常総会および臨時総会とする。

３　通常総会は、毎年１回４月に開催する。

４　臨時総会は、次のいずれかに該当するときに開催する。

　　（１）役員が必要と認めたとき

　　（２）会員の４分の１以上から会議の目的を示して請求があったとき

５　総会は、世話人が招集し、本会の目的達成に必要な事項を合議により決定する。

第９条　（総会の議決事項）

総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

１　活動計画および収支予算ならびにその変更

２　活動報告および収支決算

３　役員の選任

４　その他役員が必要と認める重要な事項

第１０条　（総会の運営）

１　総会は、会員過半数の出席をもって成立する。

２　総会の議長は、出席した会員のうちから選出する。

３　総会における会員の議決権は1人１票とする。

第１１条　（会則の変更）  
本会則の改正は、総会において出席した会員の３分の２以上の議決を経なければならない。

附則　  
本会則は2014年2月1日より発効する。

組織の概要

事務局所在地

〒310-8585　茨城県水戸市見和１丁目430－１　常磐大学社会安全政策研究所　トッド研究室

役員

世話人　　鴻巣　たか子　　犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）運営委員

　世話人　　渡邉　保　　　　全国犯罪被害者の会（あすの会）副代表幹事

監事　　　諸澤　英道 　常磐大学元学長